

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

1. 現状

臓器提供に関する意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにより、臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）等が頒布されている。

しかし、これまでカードへの記載不備事例が少なからず存在したため、平成16年にその取扱いについて検討を行った。

2. 課題

改正法の施行後においては、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合に、それを臓器提供に関する意思が不明であると解釈するか、臓器提供を拒否する意思があったと解釈するかによって、その後の取扱いが変わることとなる。

そこで、新カードで記載不備と思われる事例が発生した場合の取扱いについて、一定の考え方を整理しておく必要があると考える。

3. 基本的な考え方（案）

平成22年5月26日、「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」においてご議論をいただいた結果、以下のような見解が示された。

(1) 新たなカードの導入にあたっては、記載不備事例が極力発生しないよう、カードとあわせて配布されるリーフレット等において、記載方法を分かりやすく説明する等の取組が重要である。

(2) この上で、記載不備と思われる事例が発生した場合については、以下のように考えてはどうか。

① 臓器移植法における基本理念である「本人意思の尊重」の観点から、記載不備と思われる書面であっても、書面に残された記載内容からできるかぎり客観的に本人意思を判断する必要があること。

その際、記載内容に矛盾はないが本人意思を明確に確認する必要がある場合は、家族等の証言も踏まえ、本人意思を判断すること。また、記載内容が相矛盾するものであるなど、本人意思が判断できない場合は、当該書面に表示された内容は不明と取り扱うこと。

② 改正法の解釈上、拒否の意思表示は書面によらないものであっても有効であることを踏まえ、①において書面に表示された内容が不明と判断される場合であっても、一律に意思不明とはせず、さらに家族等の証言により拒否の意思について慎重に確認し、拒否の意思が認められる場合には、法に基づく脳死判定及び臓器摘出を行わないこと。